「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。 |  | 適・否 |
| 表情をつけるため、面を分割したり、テクスチャー（凹凸による陰影）をつけるなどの表面処理を行う。 |  | 適・否 |
| 周辺となじませるために、緑化を工夫する。 |  | 適・否 |
| 工作物の色彩は、色彩基準の一覧表（景観計画P43・44）の範囲内とする。 |  | 適・否 |

【共通基準】

【個別基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ゾーン | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 里地景観ゾーン/歴史景観拠点 | 自然素材や、地域に古くから使われてきた形態・意匠、素材及び色彩を取り入れ、歴史・文化的資源や周辺との調和を図る。 |  | 適・否 |
| 住宅市街地景観ゾーン/商業地景観ゾーン/沿道沿線景観軸/駅周辺景観拠点 | 設置位置の後退等により、歩行者に圧迫感を与えない工夫をする。 |  | 適・否 |
| 花壇や生垣の併用など、植栽を有効利用することで、おもてなしやうるおいを感じさせる表情づくりを工夫する。 |  | 適・否 |